

熊本県人権啓発推進協議会規約

（名称）

第1条 本会は、熊本県人権啓発推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、広く県民が人権問題を正しく理解認識し、差別のない明るい社会づくりを目指すため、互いの連携を図りながら啓発活動を積極的に推進することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- （1）人権問題に係る啓発活動の推進に関すること。
- （2）人権啓発事業に係る会員相互の連絡、調整に関すること。
- （3）その他目的達成に必要と認められる事業。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は熊本県副知事をもって充てる。

（会長の職務）

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、熊本県環境生活部長がその職務を代理する。

（特別委員）

第6条 会長は、協議会の承認を得て、学識経験者などの中から特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、協議会に出席して意見を述べることができる。

（招集及び議長）

第7条 協議会は、会長が必要と認めたとき、年1回以上開催し、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第8条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

（幹事会）

第9条 協議会の中に幹事会を置くことができる。

（規約の改正）

第10条 この規約は、協議会において委員の3分の2以上が出席し、出席委員の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、熊本県環境生活部人権同和政策課において処理する。

（委任）

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、昭和 6 3 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 3 年 7 月 2 9 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 4 年 5 月 2 5 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

熊 本 県 人 権 啓 発 推 進 協 議 会 名 簿

分 類	構 成 団 体	委 員
行政等	熊本県（協議会会長）	副知事
	熊本県	環境生活部長
	熊本県教育委員会	教育長
	熊本県市長会	会長
	熊本県町村会	会長
	熊本県都市教育長協議会	会長
	熊本県町村教育長会	会長
	熊本県市町村人権啓発推進連絡協議会	会長
	熊本県市町村人権同和教育連絡協議会	会長
議 会	熊本県議会	経済環境常任委員会副委員長
	熊本県市議会議長会	会長
	熊本県町村議会議長会	会長
国	熊本国税局	総務課課長補佐
	熊本労働局	雇用環境改善・均等推進監理官
	九州農政局	総務課長
産 業 経 済	熊本県商工会議所連合会	専務理事
	熊本県商工会連合会	専務理事
	熊本県中小企業団体中央会	専務理事
	熊本県経営者協会	専務理事
	熊本経済同友会	事務局長
	熊本県農業協同組合中央会	常務理事
	熊本県森林組合連合会	代表理事専務
	熊本県漁業協同組合連合会	代表理事会長
	一般社団法人熊本県建設業協会	会長
厚 生 福 祉	熊本県弁護士会	会長
	公益社団法人熊本県医師会	会長
	一般社団法人熊本県歯科医師会	会長
	公益社団法人熊本県薬剤師会	会長
学 校	国立大学法人熊本大学	理事
	熊本県私立大学協会	会長
	熊本県公立高等学校長会	会長
	熊本県中学校長会	会長
	熊本県小学校長会	会長
	熊本県私立中学高等学校協会	会長
	熊本県国公立幼稚園・こども園会	会長
	一般社団法人熊本県私立幼稚園連合会	理事長
	一般社団法人熊本県専修学校各種学校連合会	会長
社 会 育	熊本県PTA連合会	会長
	熊本県公立高等学校PTA連合会	会長
	熊本県私立中学高等学校保護者会	会長
	熊本県公民館連合会	会長
	公益社団法人熊本県老人クラブ連合会	会長
	熊本県青年団体連絡協議会	会長
	熊本県地域婦人会連絡協議会	会長
報 道	株式会社熊本日日新聞社	総務局長
	株式会社朝日新聞社熊本総局	総局長
	株式会社毎日新聞社熊本支局	支局長
	株式会社西日本新聞社熊本支局	支局長
	株式会社読売新聞西部本社熊本支局	支局長
	NHK熊本放送局	局長
	株式会社熊本放送	代表取締役社長
	株式会社テレビ熊本	代表取締役社長
	株式会社熊本県民テレビ	代表取締役社長
	熊本朝日放送株式会社	代表取締役社長
特 別 委 員	株式会社エフエム熊本	代表取締役社長
	部落解放同盟熊本県連合会	執行委員長
	全日本同和会熊本県連合会	会長